⑧　金融商品取引契約の解除に係る不適切な取扱い〔金商法第37条の６〕

当社は、顧客からの金融商品取引法第37条の６に基づく書面による契約解除（以下この⑴⑧において、「クーリングオフ」という。）の申出に関し、

イ　契約の解除を行う旨の書面（以下この⑴⑧において「書面」という。）の発信時に効力が発生することから、書面発信時に契約が解除されたものとして取り扱うべきところ、申出人に対し契約の継続依頼等のメールや電話連絡を行い、申出人が契約の解除を撤回等した場合に、再契約の取扱いを行わず、当初申出人より提出を受けた書面を無効としている事例が認められた。

ロ　「解除までの期間に相当する対価の額」を過大に算出するなど、適正な返金額に比べ、少ない金額を顧客に返金していた事例が認められた。

⑵　その他業務運営に関するもの

①　外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況〔金商法第29条〕（本章第７－４－⑵参照）

②　政令で定める使用人の変更等の届出未済〔金商法第31条第１項、金商法第50条第１項〕

イ　当社は、施行令第15条の４第２号に基づく業府令第６条第２項で規定する「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」が平成21年10月31日に２名退職しているにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。

ロ　当社は、平成22年２月１日より投資助言業務を休止しているにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。

ハ　当社は、平成21年11月１日にＡ社の出資総額全額を取得し、子会社とした結果、金商法第50条第１項第８号に基づく業府令第199条第３号に規定する「他の法人が、子法人等に該当することとなった場合」に該当することとなったにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。

③　業務の内容及び方法に変更があった場合の届出未済〔金商法第31条第３項〕

当社は、登録申請書の記載事項である「業務の内容及び方法」のうち、会員区分及び助言報酬等の業務執行の方法に係る変更を数回行っているが、これを財務局長に届け出ていなかった。

④　無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等〔金商法第51条、金商法第47条の２〕（本章第７－４－⑷参照）

５　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成22年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は２業者であり、１業者において投資者保護に関する問題点が認められた。

○　投資者保護に関するもの

①　第二種金融商品取引業の無登録営業〔金商法第29条〕

当社が運営するファンドは、適格機関投資家以外の者を匿名組合員とする匿名組合契約の営業者（当社）から匿名組合出資を受けていることから、当社が適格機関投資家等特例業務（以下この①において、「特例業務」という。）として行ったファンドの持分の私募は、金商法第63条第１項第１号ロの規定により特例業務の要件を満たすことなく行われていた。

②　運用報告書等に係る虚偽告知〔金商法第38条第１号〕

当社は、当社を営業者とし親会社であるＡ社が運営する集団投資スキームの持分の私募を行っており、取得勧誘の資料として、当該ファンドの運用報告書等をホームページに掲載するとともに、子会社による取得勧誘に際し、当該運用報告書等を使用させている。

当社は、当該運用報告書等に「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示しているものの、実際には主に貸付により運用しているなど、これらの表示は事実と著しく相違するものとなっていた。

６　金融商品仲介業者に対する検査

平成22年度に検査が終了した金融商品仲介業者は１業者であり、当業者において問題点は認められなかった（ただし、金融商品仲介業以外の業務を主に行う業者において、金融商品仲介業に係る問題点が１件認められた。）。

○　投資者保護に関するもの

○　金融商品仲介行為の明示事項に係る不備〔金商法第66条の11〕

当社は、投資助言業務の顧客につき当該助言に基づく委託売買注文の仲介を行っているが、金商法第66条の11第４号に基づく金商業等府令第272条第２号に規定する金融商品仲介行為により得ることとなる「手数料等の額の算定方法」について、あらかじめ顧客に明示していなかった。

７　自主規制機関に対する検査

平成22年度に検査が終了した自主規制機関は１機関である。

第７　証券検査の結果に基づく勧告

１　第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

⑴　上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商法第38条第６号に基づく金商業府令等第117条第１項第19号該当〕

○　三栄証券株式会社証券本部証券部の２名のディーラーは、少なくとも平成21年４月から12月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株式について、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、自らの売買取引を有利に導くため当該銘柄の株価を変動させる目的をもって、約定させる意図のない指値などによる買付注文等を行った。

・　勧告年月日
　平成22年７月13日
・　勧告対象
　当社及び外務員
・　行政処分の内容
　○　業務改善命令
　　イ　取引の公正を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること
　　ロ　研修の実施などにより、全役職員に対する法令遵守意識の徹底を図るための措置を講じること
　　ハ　本件に係る責任の所在の明確化を図ること
・　外務員処分の内容
　職務停止13週間、８週間

⑵　金融商品事故等防止態勢の不備〔金商法第51条該当〕

○　東海東京証券株式会社に臨店検査中、当社に対する顧客からの問い合わせにより、当社Ａ営業員が、10年以上前から特定の顧客に対する損失補てんや利回り保証等を継続的に行い、その後、その原資を賄うために他の顧客の資産を無断で売却して現金を不正に出金するなどしていた疑いが発覚した。

その全容については、現在当社において社内調査が行われているところであるが、今回検査においては、当社の金融商品事故等防止態勢について検証したところ、以下の事実が認められた。

①　不正行為や顧客資産の異常に対するチェック機能が、形式化、形骸化していたこと

イ　Ａ営業員は、平成19年８月から平成22年５月までの間、担当顧客16名の資産を無断売却する等し、銀行等に設置された自動現金預入払出機（以下この⑵において「ＡＴＭ」という。）から数百回にわたり合計約６億3,000万円を出金していた。その出金の大半は、ＡＴＭからの１日の出金限度額である99万9,000円の出金を連日繰り返し、短期間のうちに顧客資産を大きく減少させるというものであったが、内部管理責任者等はこの状況を把握していなかった。